

はじめに

この報告書は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）が専門学校を対象として初めて実施した第三者評価事業の結果を取りまとめたものです。

今日、第三者評価は、医療、福祉など公共的サービスの分野において幅広く行われるようになってまいりました。しかし、学校教育の分野では、法律で第三者評価が義務づけられているのは大学・短大等のみで、同じ高等教育の一翼を担う専門学校については、ようやく昨年度から自己評価の義務づけが制度化されたところです。

このような状況の中で、いち早く平成 16 年に、東京の専門学校関係者や行政関係者が中心になって、特色ある教育を実践する専門学校教育に関する情報を積極的に開示し教育の質を保証する仕組みとして第三者評価制度を導入することを決意し、当機構を設立しました。

機構では、職業教育機関としての専門学校等に相応しい評価制度のあり方を検討し、モデル事業による検証を行いながらシステム構築を続けてきました。同時に、第三者評価の環境づくりとして、自己点検・自己評価の普及を図り、点検基準や帳票様式を整備し研修を実施してきました。その取り組みを通じて、機構の第三者評価制度は、自己点検・自己評価と基準を統一し、各学校が自己点検・自己評価を継続的に実施する中で改善を自主的に進め、一定のレベルに到達した段階で第三者評価を受けることができるようなシステムとして構築され、平成 19 年度から第三者評価事業をスタートすることになりました。

こうして、初年度に 8 校の専門学校が応募し熱意ある取り組みをしていただきました。ここに 8 校の関係者の皆様に深甚な敬意を表する次第です。

この第三者評価事業には、評価員として学識者、企業関係者、専門学校関係者、公認会計士など、各界から多数の方々に参加しています。本書に収録された評価報告書は、これらの方々により専門学校の教育と運営をめぐって活発な議論が展開されて報告書としてまとめあげられたものです。報告書には、専門学校が社会や産業界のニーズにいかにかに的確に responding しているかを問い、それぞれの専門学校がどのような工夫や努力を行って教育サービスを提供しているかという答えが示されています。今後の専門学校教育のあり方に大きな示唆を与えるものがあるとの思いを深くしています。

機構が初めて取り組んだ第三者評価事業は、評価業務に携わった方々はもとより、専門学校関係者、行政関係者、関連する業界団体などのあたたかいご支援のもとに事業を完了することができました。ご協力いただきましたすべての皆様に厚く御礼を申し上げます。また、機構としてこの事業をさらに発展させるためシステムや運営の改善に努めてまいりますので、今後とも引き続き皆様のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

この報告書が、専門学校教育に対する理解と信頼を一層高めていただく資料となれば、喜びこれに過ぐるものはありません。

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

理事長 市川 正